



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料

令和7年9月18日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

令和7年度 中国地方整備局入札監視委員会 第二部会第1回定例会議の審議概要について

中国地方整備局入札監視委員会第二部会は、令和7年度第1回定例会議を令和7年7月31日（木）に開催し、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に契約した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等の中から抽出した5件の事案について、入札及び契約の過程並びに契約内容について審議を行いました。

審議概要については、次頁以降にてお知らせします。

＜問い合わせ先＞

広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル13階
中国地方整備局入札監視委員会第二部会事務局
082-511-3900（代表）

◎総務部 契約管理官

ひらもと けんじ
平本 健司（内線130）

港湾空港部 品質確保室長

ささき たかゆき
佐々木 隆之（内線250）

中国地方整備局入札監視委員会 第二部会第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和7年7月31日（木） 白島庁舎会議室		
委 員	神野 礼斉 （大学院教授） 中川 隆喜 （公認会計士）		
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日		
抽 出 案 件	計 5 件	(備考)	
工 事			
一般競争（政府調達に関する協定適用対象工事以外）	2 件	別紙1のとおり	
指名競争入札	1 件	別紙1のとおり	
建設コンサルタント業務等	1 件	別紙1のとおり	
役務の提供等及び物品の製造等	1 件	別紙1のとおり	
委員会からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回 答
	別紙2のとおり		別紙2のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

別紙1

【工事】

(一般競争入札方式:政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの)

工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)
広島空港エプロン改良工事	空港等舗装工事	4	4	令和7年2月7日	世紀東急工業株式会社	108,350	93.25
広島港海岸中央西・東地区(吉島・矢野)護岸(改良)築造工事	港湾土木工事	6	6	令和7年3月27日	東亜建設工業株式会社	416,174	90.82

(指名競争入札方式)

工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)
広島空港滑走路端安全区域用地造成等工事(その4)	空港等土木工事	82	5	令和6年10月22日	若松建設株式会社	637,780	91.73

【建設コンサルタント業務等】

(一般競争入札方式)

業務名	業種区分	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)
管内発注資料作成補助業務	建設コンサルタント等	1	1	令和6年12月19日	一般財団法人港湾空港総合技術センター	44,000	94.59

【役務の提供等及び物品の製造等】

(一般競争入札方式)

業務名	業種区分	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)
庁舎警備(境港湾・空港整備事務所)	役務の提供等	2	2	令和6年12月3日	セコム株式会社	1,100	60.61

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
1. 抽出案件の審議 ①「広島空港エプロン改良工事」 Q1. 空港工事は参加者が少ないという発言があったが、具体的にどのような点がネックとなるのか。 Q2. シミュレーションでは17者参加可能と見込んでいるが、実際の参加者は4者である。資料をダウンロードした件数は何件か。 Q3. ダウンロード者は20者以上いたが、参加者が4者というのは、多いのか少ないのか判断しかねるが、どのように評価しているか。 Q4. 参加者が4者いる中で、予定価格を3者が超過している点について、予定価格は適切だったのか。 Q5. 3者については、物価高や人件費の上昇等を積み上げたことで、予定価格を超えてしまったが、1者は範囲内に収まり落札したと推察するが、そういうことか。 Q6. この工事の難易度はⅡとなっており、難易度にはⅠ～Ⅵまでであるということだが、どのように難易度は決まるのか。 Q7. 難易度の高い工事には、具体的にどのような工事があげられるのか。 Q8. 総合評価落札方式等の適用区分ではⅠ型（チャレンジ型）となっているが、「チャレンジ型」とは何か。 Q9. A等級だけでなくB等級も加え、更にチャレンジ型を適用して門戸を広げる取込をされたとい	A1. 工事は航空機の離発着のない夜間に行うこと、また、昼間にも関係者と工事実施にあたって調整等が必要となることに加え、厳密な出入管理や工事機材の配置等の制約が求められ、通常の工事よりも多く労力のかかる工事である点がネックであると考えられる。 A2. 20者以上のダウンロードを確認している。 A3. 制約の多い空港の工事で4者の参加は、妥当と考えている。 A4. 開札後、積算金額については再度確認しており適切であった。夜間工事、また、昼間の関係者調整等を含めた管理費等の積み上げにばらつきがあり高くなったと推測する。 A5. そうである。 A6. 技術的難易度には基準があり、構造物の条件、技術特性、自然条件、社会条件、マネジメント特性等の項目を評価し、該当するものが増えると難易度が高くなる。当該工事については、難易度Ⅱであり、6段階の評価では低い分類の工事である。 A7. 岸壁工事に採用されるジャケット方式等、工場で作成した構造物を精度良く設置する工事や、港内の船舶を警戒しながらおこなう航路等の浚渫工事、また、岸壁利用者との調整が必要となる供用中の施設を改良する工事などがあげられる。 A8. 「チャレンジ型」というのは、企業や技術者の施工実績や表彰実績を評価対象としないため、受注実績の少ない企業の参入を促し競争性を高める発注方式である。 A9. そうである。

うことか。 ○この入札・契約は適切であると判断する。	
②「広島港海岸中央西・東地区(吉島・矢野)護岸(改良)築造工事」	
Q1. 吉島と矢野の二つの地区は距離的には離れているように思うが、まとめた理由は何か。	A1. 広島港海岸の工事は、市街地での実施であり利害関係者も多いことから調整が整ったところから着工している。当該工事は、施工内容や予算の面からも二地区の同時施工が妥当と判断したものである。
Q2. 入札調書を確認すると6者の内3者が無効で、施工体制確認資料未提出のためと備考にあるが、どのような意味か。	A2. 調査基準価格を下回ると、低入札工事となり特別重点調査の対象となるため、施工体制確認の追加資料を求めている、その資料の提出がされなかったため、入札を無効としたものである。
Q3. 入札価格が僅差であるが、発注者としてどのように評価されるのか。	A3. 契約にあたっては、入札参加者から提出された工事費内訳書と官積算を比較して確認している。総価としては近い金額であるが、工種ごとに見ると必ずしも一緒ではなくばらつきがある。また、労務単価や歩掛り、見積参考資料等の積算の条件を開示していることから、調査基準価格に近い価格で入札されたものと推測する。
Q4. 無効となった3者は、入札価格が調査基準価格を下回ったということか。	A4. そうである。
Q5. 地元企業活用促進型とは、具体的にどのようなことに加算されるのか。	A5. 地元企業活用促進型は、本官契約の工事で採用しており、一次下請に地元企業を活用する割合、地元企業から資材を調達する割合等を申請の段階で評価し加点を行っている。地元企業の活性化等踏まえて従来から設定している制度である。
Q6. 地元企業活用の評価が6者とも最大10点が加点されている内容であるが、今後見直し等の検討はされるのか。	A6. これまで見直しは考えていなかったが、ご指摘のとおり差がつきにくくなっている現状を踏まえ、今後、評価基準について見直しの必要があるか検証していきたいと考える。
○この入札・契約は適切であると判断する。	
③「広島空港滑走路端安全区域用地造成等工事(その4)」	
Q1. 本件は、入札参加者が無く、2度不調となって一般競争入札から指名競争入札に移行している	A1. 当該工事は、工種が多いところが、より難しい点かと思われる。単一工種であれば、工事を行

が、先ほど審議した「広島空港エプロン改良工事」より制約等がある難しい工事なのか。	しやすいとして好まれる傾向にあるが、細かい工種が多いと、下請業者も増えるなど、より複雑となり、敬遠される傾向にある。
Q2. 指名通知をうけて辞退することに対して、ペナルティはあるか。	A2. ペナルティはない。指名通知時に設計図書を交付するので、当該工事の詳細な内容を確認し、辞退することも可能である。指名競争としたことで、今回は5社が、入札に参加された。
5社が入札に参加されたということで、参加要件設定等含め、競争性もしっかり確保されたと思う。	
Q3. 指名競争入札の実施については、会計法により入札参加者が少数である場合は採用できることは理解したが、それ以外に、例えば、2回連続で一般競争入札が不調となると指名競争にできるとするような、運用で定めたものはあるか。	A3. 指名競争入札とするための、一般競争入札の不調回数について、運用で定めたものはない。今回、指名競争入札を行った判断は、後続工事に影響があること、強いては供用が遅れてしまうことから、判断した。
○この入札・契約は適切であると判断する。	
④「管内発注資料作成補助業務」	
Q1. 特殊な業務だと思われるが、今回の落札者以外の企業も入札に参加できる要件設定となっているか。	A1. 参加要件を工夫し、緩和を行っており、この数年の緩和として、企業、配置予定技術者の同種、類似業務の要件に、港湾、空港、海岸工事の実績を認め、類似業務の要件では工事経験時の役職を問わず、担当技術者の資格を技術士から技術士補に緩和しており、今回の落札者以外の企業も参加可能となる環境としている。
○この入札・契約は適切であると判断する。	
⑤「庁舎警備(境港湾・空港整備事務所)」	
Q1. A～D等級の合計で、13社しかいないというのは、地域的なものか。	A1. 機械警備業を行う者が多くないうえ、警備業法に規定する届出を鳥取県に提出しているところが少ないため、地域的なところが大きいと考えている。
Q2. 13社しかいないという中で、競争入札の呼びかけというのを13社すべてに行う等、何かされたか。	A2. 特に、何も行っていない。
Q3. 今回の入札は、予定価格の60%程度であるが、低入札調査は行なったか。	A3. 予定価格が、低入札調査対象価格未満のため、行っていない。
Q4. 予定価格はどのように作成されるのか。	A4. 積算基準等がないため、今回は見積を取得し作成した。
○この入札・契約は適切であると判断する。	

--	--

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
2. 指名停止等の運用状況の報告 ・ 7 件	意見・質問なし
3. 再度入札における一位不動状況の報告 ・ 該当なし	意見・質問なし
4. 入札談合に関する情報等への対応状況 ・ 該当なし	意見・質問なし
5. 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況の報告 ・ 該当なし	意見・質問なし
6. 一者応札の発生状況の報告 ・ 5 件	意見・質問なし
7. 不調・不落の発生状況の報告 ・ 1 件	意見・質問なし
8. 高落札率の発生状況の報告 ・ 7 件	意見・質問なし
9. 再苦情処理の報告 ・ 該当なし	意見・質問なし